

皆さんの声を町政に！パブリック・コメント募集

町では、次の計画を策定するため、パブリック・コメント手続により、皆さんのご意見を募集します。

第7次寄居町総合振興計画・前期基本計画

▼計画の概要

寄居町総合振興計画は、町の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す町政運営の最も基本となる計画です。現行計画が令和8年度で終了することから、令和9年度から18年度までの10年間を計画期間とする第7次寄居町総合振興計画を策定するものです。

また、前期基本計画は、令和9年度から13年度までのまちづくりのための主な施策を体系的にまとめ、実施する事業等の方針を定めるものであり、今回は、この「基本計画」の部分に対するご意見を募集します。

▼意見募集期間・資料閲覧期間

10月8日(木)～11月9日(月)の開庁日(月～金曜日)

▼資料閲覧可能時間

午前8時30分～午後5時15分

▼資料閲覧場所

企画財政課政策推進班(役場4階)

※計画に関する資料は町公式ホームページでも公表します。

▼意見の提出方法

意見提出用紙は、資料閲覧場所のほか町公式ホームページで取得できます。

案件名、住所、氏名、連絡先、町外在住の方は勤務先または学校名等を明記の上、郵送、ファクス、Eメール、持参のいずれかの方法で企画財政課政策推進班へ提出してください。なお、任意の様式でも提出できますが、前述の必要事項を明記してください。Eメールの件名は「第7次寄居町総合振興計画・前期基本計画についての意見」としてください。

▼注意事項

- 意見を提出できる方は、町内に在住・在勤・在学の方、町内に事業所を有する個人・法人・その他の団体です。
- 電話や窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ご意見への個別回答は行いません。
- 公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷(ひぼうちゅうきやう)が含まれるものは無効とします。
- 寄せられた意見の概要は、個人情報に関するものを除き、後日、町公式ホームページで公表します。

パブリック・コメント手続制度とは

町が基本的な施策などを策定する際に、その案と関連資料を広く町民の皆さんに公表し、提出された意見を考慮して町が意思決定を行うとともに、提出された意見に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいいます。町民の皆さんの多様な意見・情報・知識などを町の施策に反映させる仕組みの一つであり、町の施策等の形成過程における公正性・透明性の向上を図り、町民の皆さんとの協働によるまちづくりを推進していくことを目的としています。



町公式ホームページ

▼提出先・問い合わせ

企画財政課政策推進班

〒369-1292 住所記載不要

☎ 581-2121(内線462)

☎ 581-1366

✉ kz021g@town.yorii.saitama.jp

寄居町合同表彰式を開催します！

広く町民の模範となる功績のあった方や、地域に貢献をされた方々を表彰します。

表彰式は、関係者以外の方も自由にご観覧いただけます。

▼日時／11月7日(土)午前10時～正午

▼場所／寄居町民ホール

▼表彰内容

- 寄居町表彰
- 商工会永年勤続者表彰
- 交通安全ポスター・作文コンクール表彰
- 福祉標語表彰

問 総務課

☎ 581-2121 内線315



10月～12月は県下一斉滞納整理強化期間です！

毎年10月から12月までの3カ月間は、県下一斉の「滞納整理強化期間」とし、税收確保と納税率向上のため滞納整理の取り組みを強化します。

納期限内に納付した納税者との公平性を保つため、町税等を滞納している方について、財産調査、滞納処分(差し押さえ等)を積極的にを行います。

▼税金を滞納すると

納期限を過ぎても納付が確認できない場合は督促状を発送します。督促後も完納しない場合は、財産等を調査し、財産等が発見された場合は法律に基づき滞納処分(差し押さえ等)を行います。そうならないためにも、定められた納期限内に、自主的に納付してください。

滞納を未然に防ぐために

▼町税の納付は便利な口座振替で

町では、町税の納付について、便利で安心確実な口座振替を推奨しています。

税務課窓口で、キャッシュカード読み取り端末による口座振替の申し込みが可能です。詳しくは税務課へお問い合わせください。

また、町内に支店のある金融機関での申し込みも可能です。その場合は、金融機関の登録印鑑、通帳等を持参して、各金融機関で口座振替の申し込みをしてください。

▼国民健康保険の脱退の手続きを忘れずに

国民健康保険から社会保険に変わったときは、町民課で国民健康保険の脱退の手続きが必要となります。加入した社会保険等の資格確認書または資格情報のお知らせ等、社会保険に加入した日が確認できるものを持参して手続きをしてください。脱退の手続きを行わないと、国民健康保険に加入している状態が続く、課税されたままとなります。ご注意ください。

滞納処分に関するQ&A

- Q1: 事前に連絡なく財産を差し押さえられました。連絡はないのですか？
- A1: 納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送していますので、滞納処分前の連絡は行いません。
- Q2: 少額滞納しかしていないのに、勤務先に給与照会が届いたため、勤務先の方に滞納があることが知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか？
- A2: 滞納税額の多少にかかわらず、滞納がある方に対して、法律に基づいて、財産調査の一環として給与照会を行っています。

ふるさと納税記念品の提供事業者を募集しています！

町では、ふるさと納税の推進と町内産業の活性化を目的に、町へ一定額以上のふるさと納税をされた方に地元特産品等を記念品として贈呈する「ふるさと納税推進事業」を実施しています。この事業に賛同し、記念品を提供していただける地元事業者を随時募集しています。記念品はふるさと納税ポータルサイトに掲載されるなど、全国に向けて商品やサービスをPRすることができま。

▼記念品／地元事業者による地元特産品等

※地元事業者と地元特産品等についてはそれぞれ要件があります。

▼申し込み／記念品提案書を総務課へ提出してください。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。総務課へお問い合わせください。

問 総務課

☎ 581-2121 内線312



町公式ホームページ